

企業立地促進助成金制度についての申し入れ

わが党が12月議会で明らかにしたように、大分市が企業立地促進助成金を2009年度に4071万5千円交付した自動車解体業の企業が脱税をしていたことが明らかになりました。同社は法人税法違反罪に問われ、大分地方裁判所より罰金1千万円を言い渡されました。判決理由では、「取引先の協力によって売上げを除外するなど、巧妙で悪質」と指摘されています。さらに「売上げの一部を隠し、2007年2月期の所得額が約1億3200万円だったにもかかわらず、約290万円だったと偽り脱税した」となっています。このような悪質な業者に、市民の貴重な税金を交付したことに、市として深く反省し、交付金を払い戻すよう要求することが、市政の本来取るべき態度と考えます。また企業立地促進助成金制度については、資金力が十分ある大企業に交付することはやめるべきです。さらに、長引く不況で、かつてない厳しい状況におかれている中小・零細業者に対しては、条件を緩和することも重要です。

よって、次の項目について善処することを要望します。

記

- 1 脱税事件を起こした業者に、企業立地促進助成金の返還を求めること。
- 2 大企業に、企業立地促進助成金を交付しないように条例を改正すること。
- 3 中小・零細業者が利用できるように条例を改正すること。